

特別支援学校教諭免許状の保有率の向上について

1. 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（抜粋）

（平成17年12月8日 中央教育審議会）

第5章 教員免許制度の見直しについて

なお、**当分の間、特殊教育免許の保有を要しないこととしている教育職員免許法附則第16項**について、新たな特別支援学校教諭免許状（仮称）の普及状況等を見極めた上で、当該免許状の保有率向上のための方策とともに、**時限を設けて廃止することが適当**である。

◎ 教育職員免許法 附則

- 16 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

2. 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育

の推進（報告）」（抜粋）

（平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会）

5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

(2) 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方

③ 特別支援学校教諭についての養成・研修

- **特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状**（当該障害種又は自立教科の免許状）**取得率は約7割となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、取得率の向上による担当教員としての専門性を早急に担保することが必要**である。このため、養成、採用においては、その取得について留意すべきである。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

- **特別支援学校の教員は必ず特別支援学校教諭免許状を保有するという方向で進めるべき**である。そのため、保有率の計画的な引上げの方策として、同免許状を保有せずに特別支援学校に勤務することとなった教員には、数年内に保有させるなどの方針を教育委員会が明確にすべきである。また、そのために必要な環境整備や免許法認定講習が最優先で受けられるような配慮が必要である。さらに、専門性向上のため、地域の関係機関との連携による研修、大学等との研修を実施していくことが重要である。なお、大学の教員養成課程が限られている障害種についての教員養成の在り方についても、今後検討する必要がある。

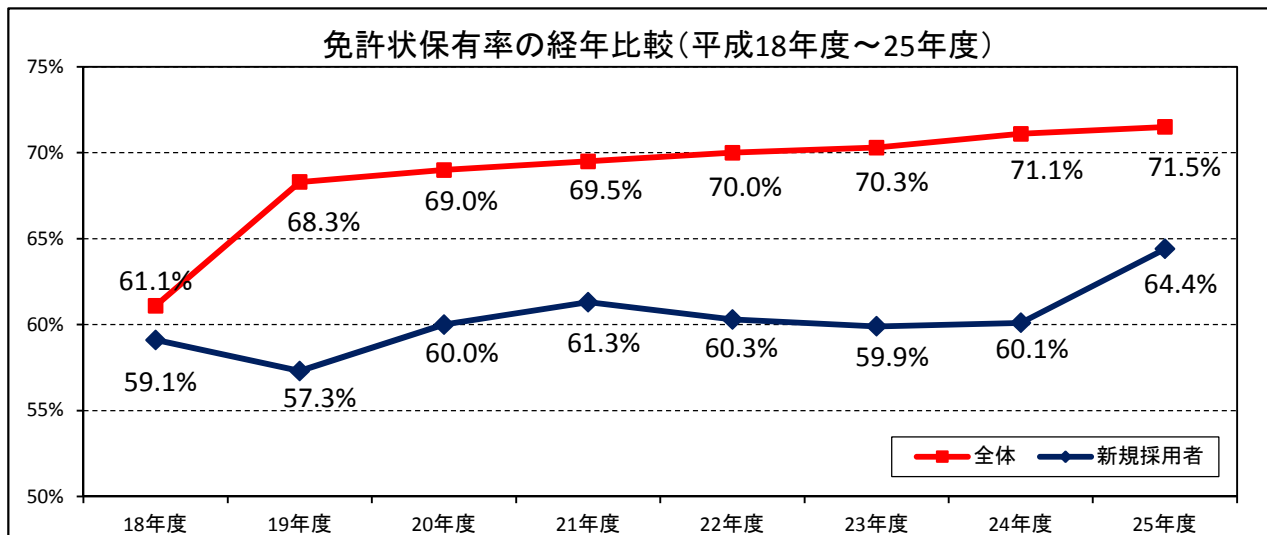
④ 小・中学校の特別支援学級や通級による指導の担当教員の養成・研修

- 特別支援学級や通級による指導の担当教員が現在の特別支援学校教諭二種免許状を保有していることが望ましく、同免許状取得を奨励するとともに、特別支援学級や通級による指導の担当教員としての専門性については、早急に担保することが必要である。

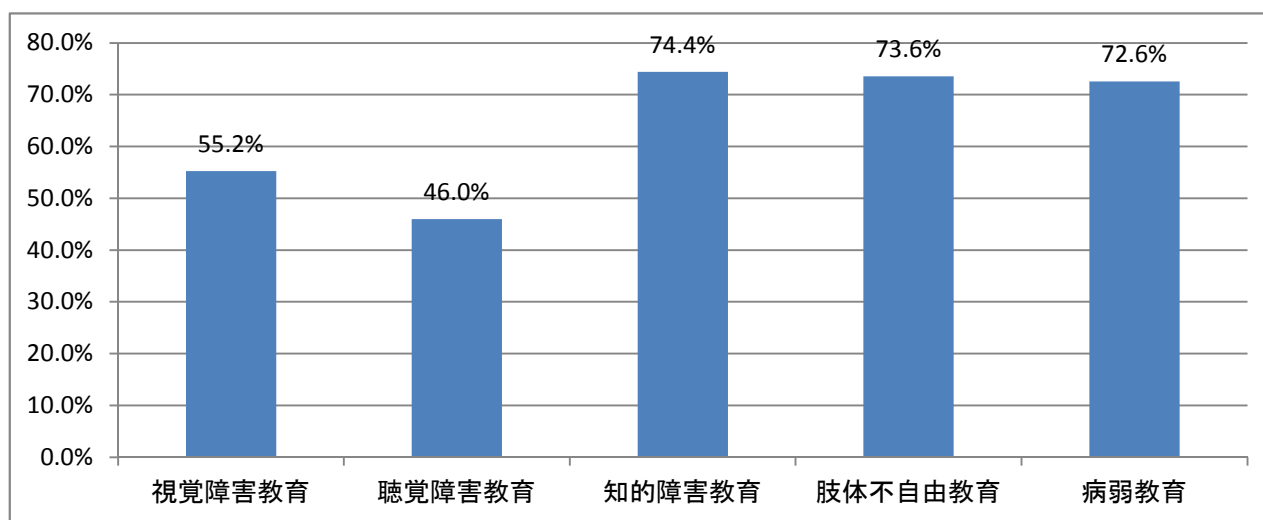
○ 平成25年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査結果の主なポイント

(1) 特別支援学校教員の免許状保有率の経年比較

- ・特別支援学校における教諭のうち、当該障害種の免許状保有者の割合は71.5%であり、前年度比で0.4ポイント増加している。
- ・特別支援学校における新規採用者のうち、当該障害種の免許状保有者の割合は、64.4%であり、前年度比で4.3ポイント増加している。



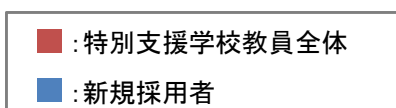
(2) 障害種別の免許状保有率



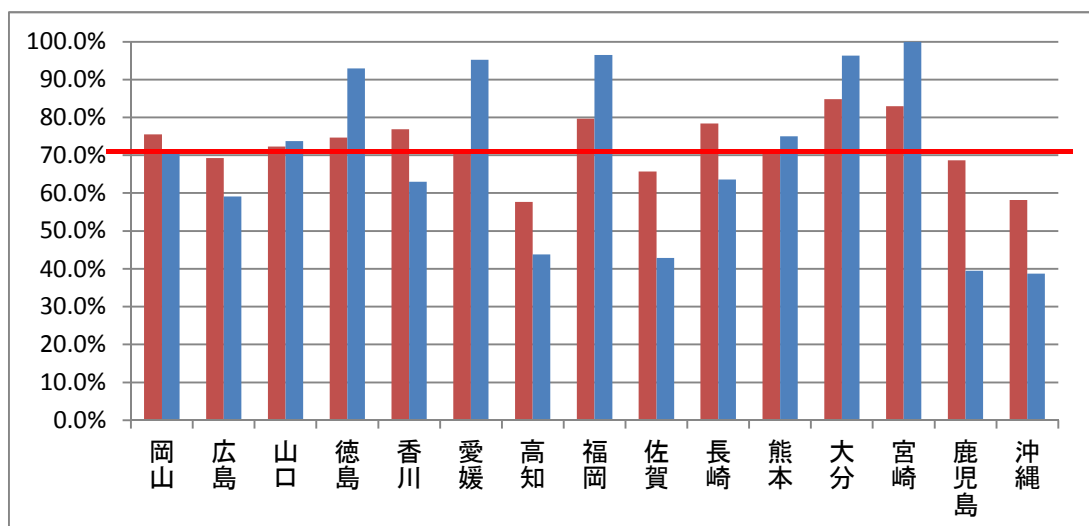
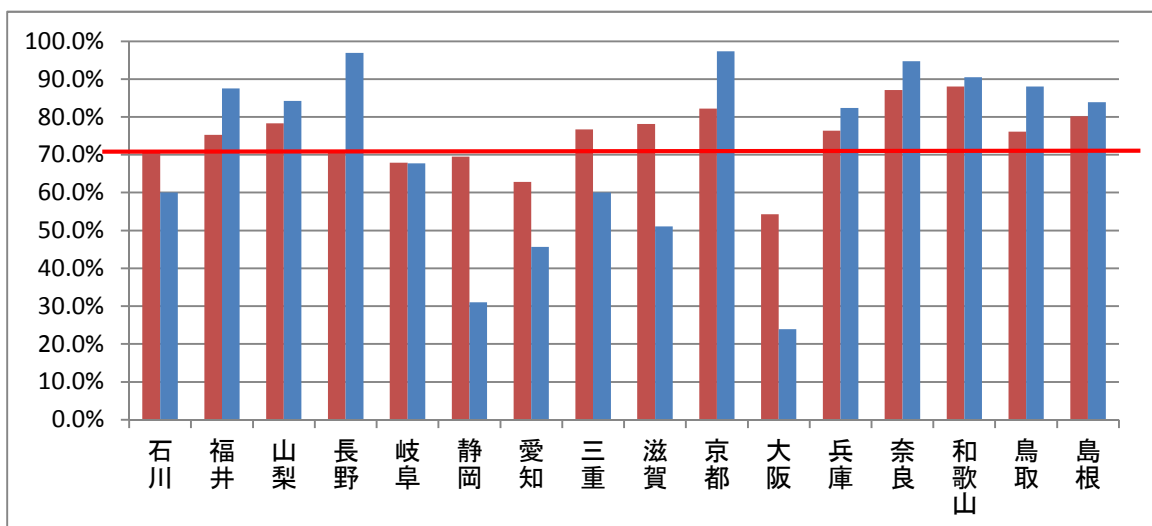
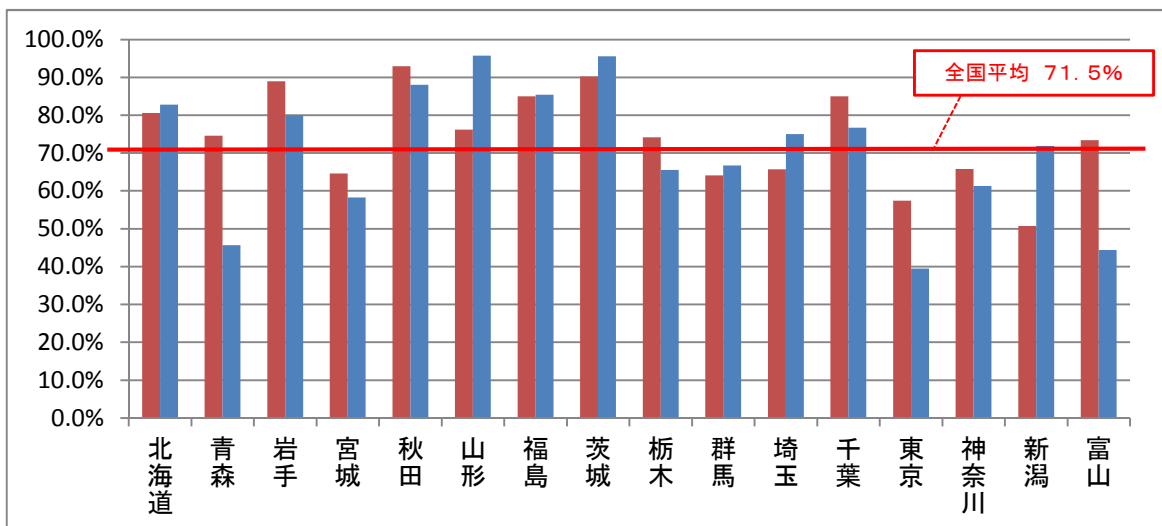
(参考) 特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	32.7%	34.2%	33.8%	33.3%	33.0%	32.8%	32.8%	32.4%
中学校	26.4%	28.6%	28.0%	27.9%	27.4%	27.0%	26.8%	26.5%
合計	30.8%	32.4%	32.0%	31.6%	31.3%	31.0%	30.9%	30.5%

(3) 公立特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況※



※政令指定都市を除いた都道府県別のデータ



25初特支第32号
平成26年3月31日

特別支援学校教諭免許状
の認定課程を有する { 国立大学法人学長
公立大学法人学長
私立大学学長 殿
放 送 大 学 長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
大 山 真 未

(印影印刷)

平成25年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等
免許状保有状況等調査の結果について(送付)

平素より、特別支援学校の教員の資質向上について、特段の御尽力をいただき誠にありがとうございます。

標記の調査結果につき、別添のとおり、各都道府県教育委員会等に送付いたしましたので、参考までに送付いたします。

貴機関におかれては、**特別支援学校教諭等免許状保有率向上をはじめとした特別支援学校教員の資質向上について、引き続き各教育委員会等との連携に御配慮いただきますようお願いいたします。**

なお、現職教員等が免許状を取得しようとする場合に、免許状授与要件となる大学において取得を必要とする単位に替えることができる「免許法認定講習等」と、「免許状更新講習」については、互いに認定を受けることが可能であることから、この仕組みを積極的に活用することも、併せて御検討いただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課指導係(堀江、小坂)

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL: 03-5253-4111(内線2003)

FAX: 03-6734-3737

E-mail: tokubetu@mext.go.jp

25初特支第32号
平成26年3月31日

各都道府県教育委員会特別支援教育主管課長
各都道府県教育委員会人事主管課長
特別支援学校を置く各指定都市教育委員会特別支援教育主管課長
特別支援学校を置く各指定都市教育委員会人事主管課長
附属特別支援学校を置く各国立大学法人学長
各私立特別支援学校事務担当課長

殿

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

大山真未

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局教職員課長

高口 努

(印影印刷)

平成25年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等
免許状保有状況等調査の結果について（送付）

平成26年1月9日付25初特支第20号で依頼しました標記の調査について、調査結果が取りまとまりましたので、別添のとおり送付します。

貴機関におかれては、以下の事項に御留意しつつ、特別支援学校教諭等免許状保有者の特別支援学校への採用・配置、同免許状を保有しない特別支援学校教員に対する免許法認定講習の受講促進など、計画的な同免許状保有率向上の取組を進め、特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努められますようお願いいたします。

なお、本調査結果については、特別支援学校教諭免許状の認定課程を有する大学等にも送付していることを申し添えます。

記

1. 採用、配置、研修（免許法認定講習等）を通じた特別支援学校教諭等免許状保有率向上を中期計画などに位置付け、計画的な保有率の向上に努めていただきたいこと。

その際、**特別支援学校教諭等免許状の認定課程を有する大学等と連携しながら取組を進めるよう努めていただきたいこと。**

2. **特別支援学校の教員の採用や配置に当たっては、特別支援学校教諭等免許状の保有を前提とするよう努めていただきたい**こと。同免許状を保有せずに特別支援学校に勤務することとなった教員には、可能な限り早期に保有させるなどの方針を教育委員会等が明確に示し、必要な環境整備や免許法認定講習等が最優先で受けられるような配慮をお願いしたいこと。
受講に当たっては、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における長期研修、近隣の大学や教育委員会における免許法認定講習、放送大学などの通信制大学等の活用も含め、**受講機会の拡大に努めていただきたい**こと。
3. 免許法認定講習と免許状更新講習は、互いに認定を受けることができるため、教育委員会の実施する認定講習については免許状更新講習としても申請し、特別支援学校教諭等免許状の取得に向けた効率的な受講に配慮いただきたいこと。(別紙2参照)
4. 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状の保有を促進するとともに、各種研修の受講機会の拡大等により専門性の向上に努めていただきたいこと。
5. **小・中学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教員**についても、特別支援教育の専門性の向上に資する各種研修の受講機会の拡大や**特別支援学校教諭等免許状の取得の奨励に努めていただきたい**こと。
6. **特別支援学校への勤務が考えられる小・中・高等学校等の教員**についても、特別支援学校教諭等免許状を保有することが特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率向上に資することから、**免許法認定講習等の受講に努めていただきたい**こと。
7. **発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍している小・中・高等学校等の教員**についても、**特別支援学校教諭免許状取得のための科目**(例えば、特別支援教育の基礎理論に関する科目(第1欄)や重複障害・LD等教育に関する科目(第3欄)など)**を受講することは有効な研修の機会**となること。
8. 今回、特別支援学校教諭等免許状保有率向上に積極的に取り組んでいる教育委員会に提供いただいた具体的な取組事例を紹介しているので、参考にしていただきたいこと。(別紙3参照)

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課指導係(堀江、小坂)

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL: 03-5253-4111(内線2003)

FAX: 03-6734-3737

E-mail: tokubetu@mext.go.jp

特別支援教育に関する教職員の資質向上事業【特別支援学校教員の専門性向上】

特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率(71.5%)
 → 特別支援学校の教員の専門性向上を図るため、免許法認定講習の受講促進が必要

特別支援学校教諭免許状を保有しない教員数(約18,000人)
 → 受講機会の拡大のため、大学と教育委員会が連携し、免許法認定講習の充実に努める必要がある

特別支援学校における教育の質の向上の観点から、特別支援学校教諭免許状保有率の向上による担当教員としての専門性を担保することが必要である。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

さらに、特別支援学校は地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言が期待されており、特別支援教育のセンター的機能の充実に向けて、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ることが求められている。

このため、受講機会の拡大を図る観点から、特別支援学校教員の専門性を高めるための研修(免許法認定講習)を大学に委託し実施する事業を行う。



大学における事業の取組内容

- 免許法認定講習を開設
 - ・教育職員免許法に基づく免許法認定講習を開設
 - ・地域や大学の実態等を考慮し、各大学において特別支援教育の領域(1～5領域:視覚、聴覚、知的、肢体不自由、病弱)や科目内容を設定
 - ・特別支援学級担当教員など、特別支援学校以外の特別支援教育担当教員の受講にも配慮した講習を開設
- 教育委員会との連携
 - ・近隣の都道府県教育委員会と連携し、講習開設時期や科目設定の調整、開催案内の周知協力等を図り、地域の実情を踏まえた講習内容を設定
 - ・大学としても事業を通じ、地域との連携を強化
- 講習開設に係る費用
 - ・講習開設に係る費用(講師謝金、旅費、消耗品購入、印刷製本、通信運搬、会場費など)は委託費により国が負担(事業規模:1件80万円程度、講習の規模等に応じ増減あり)

(参考) 特別支援教育に関する免許法認定講習の開設例

- 【特別支援教育に関する科目】
- 第1欄(基礎理論に関する科目)

<領域>全障害種共通	<講習名>「特別支援教育概論」
<時期>8月	<定員>60名
<時間数>2日間で15時間	<単位数>1単位
 - 第2欄(特別支援教育領域に関する科目)

<領域>知的障害	<講習名>「知的障害教育総論」
<時期>10月	<定員>50名
<時間数>4日間で30時間	<単位数>2単位
 - 第3欄(免許状に定められることになる特別支援教育領域以外の領域に関する科目)

<領域>重複・LD等領域	<講習名>「重複障害教育総論」
<時期>12月	<定員>40名
<時間数>2日間で15時間	<単位数>1単位

免許保有率向上による特別支援学校教員の専門性の向上 → 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

平成26年度 特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業
(特別支援学校教員の専門性向上)
第2次公募について

文部科学省では、特別支援学校教諭免許保有率向上に資するよう、特別支援学校教諭免許状取得のための免許法認定講習(又は公開講座)を大学に委託して実施する「特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業(特別支援学校教員の専門性向上)」を実施しています。

平成26年度の本事業については、第2次公募中であり、本事業への積極的な御協力をお願いいたします。ご不明な点については、下記の担当までご連絡ください。

○第2次公募期間

平成26年4月21日(月)～6月13日(金)

○事業規模(予算)及び採択件数

- ・事業規模：1件80万円程度
- ・採択件数：10件程度

※ただし、講習の規模等に応じて増減の可能性有り。

○応募方法

- ・提出書類の書式等の応募方法については以下のホームページに掲載

文部科学省調達情報ホームページ

<http://www-gpo3.mext.go.jp/kanpo/gpoindex.asp>

<文部科学省調達情報> → <☆企画競争・公募等情報検索>

※検索条件(下記を入力した上で検索ボタンをクリック)

- ・公募の種類：企画競争
- ・部局(部門)：担当部局「文部科学省初等中等教育局」
担当部門「特別支援教育課」
- ・事業名：「特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業」

(参考)

- ・平成26年度(第1次公募)委託先
岩手大学、福島大学、上越教育大学、兵庫教育大学、広島大学、
愛媛大学、福岡教育大学、鹿児島大学
- ・平成25年度委託先
名寄市立大学、岩手大学、福島大学、群馬大学、千葉大学、
上越教育大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、広島大学、愛媛大学、
福岡教育大学、鹿児島大学、東京福祉大学

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

TEL 03-5253-4111(代表)

・内線3256 課長補佐 尾白

・内線2003 指導係(桑田、小坂)